

加入申請書および自宅住所・氏名変更届の裏面「世帯加入状況報告書」について

同一世帯において、同じ制度である組合と市町村国保に分かれての加入ができないため、どちらか一方に世帯単位で加入する必要があります。(国民健康保険法第19条)

そのため世帯全員記載の住民票をお取りいただき、住民票に記載の世帯全員の健康保険の状況を確認させていただいています。

1人世帯であっても、世帯に他の者がいないという確認のために個人の住民票ではなく、世帯全員記載の住民票(但書に「世帯全員の住民票」と記載のあるもの)が必要となりますのでご注意ください。

※住民票に記載のある方、**全員**をご記入ください。(組合員本人を含む)

※新規加入者については、**組合に加入直前の健康保険の状況**をご記入ください。

※子供が生まれて加入する場合は、その他欄に「出生」とご記入ください。

修学のため、住民票を分離した家族の届出(マル学)

大学・高校等に修学するため、他市町村に住民票を移すことになったご家族については、住民票を他市町村に移した後も引き続き加入継続ができるという特例(住所地特例)があります。特例を受けるためには、「マル学」の申請が必要です。

提出書類

- ④国民健康保険法第116条 該当届
- 在学証明書または学生証の写し
- 分離先の住民票原本(世帯全員記載のもの)
- 被保険者証

※「大学・高校等」とは、学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校等と同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

なお、分離理由が終了したときは、組合員と同一の住民票に戻して「④国民健康保険法第116条非該当届」と住民票(世帯全員記載のもの)・被保険者証を提出してください。

ただし、組合員と同一世帯に戻らない場合は、喪失届と被保険者証を提出してください。

福祉施設入所や長期入院等の事情により住民票を移す場合は、「マル遠」(住所地特例)の申請が必要です。

施設入所証明書・分離先の住民票原本(世帯全員記載のもの)・被保険者証等を添付のうえ、「④国民健康保険法第116条の2」を提出ください。

各申請書については、組合ホームページから最新版がダウンロードできます。不明なときは組合にお問合せください。必要な申請書等お送りいたします。